

鳥取労働局発表

令和8年4月14日

担当

雇用環境・均等室

室長 森 恵子

監理官 高田 輝男

電話 0857-29-1709

令和8年度 鳥取労働局行政運営方針を策定しました

－「働く」を支え、とっとりの未来を創る－

鳥取労働局（局長 やましたよしひろ 山下禎博）は、令和8年度における鳥取労働局行政運営方針を策定しました。最重点施策として「多様な人材の活躍と人材確保支援」「誰もが安心・安全に働ける職場環境づくり」の2つを掲げ、それぞれの施策に対し、労働基準監督署、ハローワークはもとより、関係団体等と連携を図り、積極的に取り組みます。

令和8年度 鳥取労働局行政運営方針

【基本方針】

鳥取労働局は、国の総合労働行政機関として、地域の皆様からの声によく耳を傾け、「働く」を支え、とっとりの未来を創るための各種施策の展開、支援メニューの提供を計画的・効果的に行います。

【労働行政の最重点施策】

- 1 多様な人材の活躍と人材確保支援
 - (1) 人材確保支援
 - (2) リ・スキリングによる能力向上支援
 - (3) 女性の活躍推進
 - (4) 若者への就労支援
 - (5) 障害者の就労促進
 - (6) 高齢者の活躍促進
 - (7) 中高年層の活躍支援
- 2 誰もが安心・安全に働ける職場環境づくり
 - (1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援
 - (2) 長時間労働の抑制
 - (3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
 - (4) 仕事と育児・介護の両立支援
 - (5) 非正規雇用労働者への支援
 - (6) 総合的なハラスメント対策の推進
 - (7) 働き方改革への取組支援